

📄 制度の概要

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための**福祉施設等の設置・整備**を行う事業主または事業主団体に対して助成するものです。障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

対象となるのは**認定申請日に既に雇用されている障害者**であり、雇入れ予定者は対象となりません。支給対象障害者の福祉の増進を図るために必要な部分のみが支給対象となり、施設全体は対象外です。

📄 支援内容

☐ 基本支援

支給対象障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置または整備に対する助成。

最大225万円/人

助成率：1/3

☐ 短時間労働者枠

短時間労働者または特定短時間労働者である場合の特別枠。重度障害者・精神障害者を除く。

最大112.5万円/人

助成率：1/3

📄 対象となる取組

【保健施設】

- 保健室、洗面所、休憩室の設置・整備
- 障害特性に配慮した保健管理施設

【給食施設】

- 食堂の設置・整備
- 障害者の利用に配慮した給食設備

【付帯施設】

- 玄関、廊下、階段、トイレ等の設置・整備
- 施設利用を容易にする付属設備

※時間を区切って他用途で兼用される施設は対象外となります。

👥 対象者

- 身体障害者**（特定短時間労働者は重度に限る）
- 知的障害者**（特定短時間労働者は重度に限る）
- 精神障害者**
- 認定申請日以前1年間に障害者を事業主都合で解雇していない事業主
- 障害者の雇用安定について努力が認められる事業主等

💡 採択率向上のポイント

- 障害特性への配慮**：具体的な配慮措置を申請対象に含める
- 事前準備の徹底**：認定申請から1年以内に事業完了が必要
- 福祉増進の明確化**：既雇用障害者の福祉向上効果を具体的に説明
- 専門家との連携**：都道府県支部への事前相談が重要

📊 戦略的分析

【既雇用者限定の特徴】

- 認定申請日時点**で既に雇用している障害者が対象
- 新規雇用予定者は対象外のため**計画的な申請**が必要
- 継続雇用を前提とした**長期的な福祉向上戦略**

【事業主団体活用戦略】

- 複数事業主での共同申請**により規模拡大が可能
- 健康保険組合は事業主団体とみなされ**活用余地大**
- 団体申請時は全構成員の**適格要件確認**が必須

📊 助成対象施設の構成



福祉施設設置の傾向：保健施設と給食施設が中心
付帯設備の重要性：アクセシビリティ向上が鍵

📄 障害種別と配慮事例

障害種別	主な配慮事例
身体障害	車椅子対応休憩室、段差解消設備
知的障害	分かりやすい表示の保健室、安全な休憩空間
精神障害	静かな休憩室、プライバシー配慮の洗面設備
複合配慮	ユニバーサルデザイン、多目的トイレ

👥 専門家活用のススメ

- 事前相談の重要性**：都道府県支部での綿密な事前調整
- 設計段階からの連携**：建築士との障害配慮設計相談
- 労務管理専門家**：障害者雇用管理のノウハウ活用
- 社会保険労務士**：申請書類作成と手続き支援

📄 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/1/2作成】

提出書類	チェックポイント
受給資格認定申請書	<input type="checkbox"/> 様式第601号 を使用 <input type="checkbox"/> 提出部数は 3部 <input type="checkbox"/> 手書き作成も可能
事業計画書	<input type="checkbox"/> 障害特性による課題への配慮措置を明記 <input type="checkbox"/> 福祉増進効果を具体的に記載
支給対象障害者名簿	<input type="checkbox"/> 認定申請日に既に雇用されている者 <input type="checkbox"/> 障害者手帳（写）等で確認
設計図書・見積書	<input type="checkbox"/> 福祉施設部分の明確な区分 <input type="checkbox"/> 配慮措置の図面への記載

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
設計・見積準備に2〜3ヶ月程度。都道府県支部との事前相談が重要。障害者雇用状況の整理と対象者の確定。
- 認定申請**
随時受付
管轄する都道府県支部に持参または郵送。
※e-Gov電子申請サービスも利用可能
- 認定審査**
申請から約1〜2ヶ月（予定）
- 認定通知**
認定決定後、事業開始可能
- 事業完了・支給請求**
認定日から1年以内に完了必須
完了後、支給請求書を提出し助成金受給

⚠️ 補足事項

- 事業主団体が法人格を有しない場合は追加要件有り
- 改修工事等を行う場合は事前に誓約書の提出が必要

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/shisetsu_joseikin/sub04_welf_are.html
電子申請	https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/e-shinsei/index.html
お問い合わせ	都道府県支部高齢・障害者業務課 または高齢・障害者窓口サービス課 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html